

山梨県公報

第二千二百十二号

平成二十四年

三月十五日

木曜日

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| 土地改良区の定款の一部変更の認可 | 一五九 |
| 道路の区域変更 | 一五九 |
| 道路の供用開始 | 一五九 |
| 公告 | 一五九 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請 | 一六〇 |
| 指定施設変更保安林の所在不分明通知 | 一六〇 |
| 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について | 一六一 |
| 開発行為に関する工事の完了について | 一六一 |
| 落札者の決定について | 一六一 |
| 正誤 | 一六一 |
| 平成二十三年九月十五日付第二千六百七十七号中 | 一六一 |
| 平成二十三年十月二十日付第二千七百七十五号中 | 一六一 |
| 平成二十四年二月二十七日付第二千二百七十七号中 | 一六一 |

告示

山梨県告示第九十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十四年三月七日明野茅ヶ岳土地改良区の定款の一部変更を認可した。
平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第一百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年四月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 県民の森公園線
- 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--|------|--------------|-----------------|--------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 南アルプス市上市之瀬字南伊奈一五六四番地先から 南アルプス市上市之瀬字南伊奈 官有無番地先まで | 一〇・〇 | 一〇・三 二九・三 | 一一・五 | 七九・八 |

山梨県告示第一百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成二十四年四月五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|---------|---|--------------|-------------|
| 県道 | 茅野北杜葎崎線 | 葎崎市藤井町南下條字坂上八八六番地先から 葎崎市水神二丁目五〇六八番地先まで | 八二二・〇 | 平成二十四年三月十六日 |

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十四年三月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人あんふぁんねつと

2 代表者の氏名 軽部 妙子

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市小笠原三百五十二番地

4 定款に記載された目的

この法人は、子どもと子育てに関わる全ての人に対して、子育て中の親や子どもの育ちを重視した子育て支援とは何かを調査研究し、「子育て・親育ち」を軸にした新たなコミュニケーションの形成、だれでも安心して過ごせるスペースの提供や子育てに関する情報の提供と子育て支援者の人材育成に努め、男女共同参画の基本理念と子どもの視点に立った子育て支援のあり方の普及啓発活動事業を行い、豊かで優しい未来社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年三月五日から同年五月四日まで

● 指定施設要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横内正明

一 指定施設要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

| 指定施設要件変更保安林の所在場所 | 通知の相手方 |
|---|--------|
| 上野原市桐原字清水二四、一五、字鯉田和三五一、三六六の一、三六六の三、三六六の五から三六六の七まで、三六六の内一、字登下向三三〇、三三三六、三五〇、字小桐原一一一の一、一一一の一の三、一一一の一の三 | 山口義雄 |

| | | |
|-------|---|--|
| 一一七の二 | 上野原市桐原字井戸入一八〇・二二一・二二四（以普濟庵上三筆について次の図に示す部分に限る。） | 山口嘉平 |
| | 上野原市大曾根字登下沢八一七、八一九 | 山口嘉平 |
| | 上野原市大曾根字登下沢八二〇 | 翁藏清貞、佐藤正作、山口儀右衛門、山口佐市、山口甚右衛門、山口敏行、山崎賢市郎、山崎太良右衛門、山崎善平 |
| | 上野原市大曾根字登下沢七五二、七六五、七八二、七八二の内一、八二二 | 山崎善平 |
| | 上野原市桐原字小桐原一一一五、一一六五の一、一六五の二 | 石井潔 |
| | 上野原市西原字大田向一一二四（次の図に示す部分に限る。） | 橋本光忠 |
| | 上野原市西原字上平二六〇〇 | 船木亨 |
| | 上野原市西原字大佐群二七一四、二七一五、二七四八 | 船木治 |
| | 上野原市西原字大佐群二七二五の一、二七二五の五 | 船木篤 |
| | 上野原市西原字大佐群二七二七の一、二七四一の一、二七四三、字佐群平二九二九の一、二九二九の四、二九二九の五 | 船木富重 |
| | 上野原市西原字貉沢三二五四の一 | 岡部清松 |
| | 上野原市西原字大羽根六三四〇 | 奈良多摩喜 |
| | 上野原市西原字一本木六四七九（次の図に示す部分 | 奈良計孝 |

| | |
|---------------------------------------|------|
| に 限 る 。) | |
| 上野原市桐原字和久松六九一三、六九一三の内一、六九一四、六九一五、六九一九 | 湍光寺 |
| 上野原市桐原字腰越九四四八の一、九四四八の五 | 高橋孝知 |

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十四年二月十三日農林水産省告示第三百七十二号

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十四年三月十五日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 横 内 正 明
中央市上三條字村添五〇五の一、五〇五の二、五〇五の三、五〇五の四、五〇五の五、五〇五の六、五〇五の七、五〇五の八及び五〇五の九の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

| | |
|---------|---------|
| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
| 道 路 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市池田一丁目五番九号 有限会社グリーンリーフホーム 代表取締役 遠藤 勇司

- 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十四年三月十五日
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 横 内 正 明
南都留郡富士河口湖町西湖字桑留尾浜一〇三三、一〇三四、一〇二五、一〇二六、一〇二八の一、一〇二九の一、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三九の一、一〇四〇の一及び一〇四三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡富士河口湖町西湖九百九十七番地 株式会社HAMAY URIZO 代表取締役 和田 孝雄

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十四年三月十五日

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
山梨県知事 横 内 正 明
固定型モニタリングポスト（通信機器類を含む。） 四式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十四年二月八日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社 ロイヤル
山梨県甲府市塩部三丁目七番十五号

- 五 落札金額
四千六百七十二万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十四年一月十六日

正 誤

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|--------------------|---|-----------------------------------|
| 六五二 | 上 | 終わりがら六か ら終わりがら五 | 梨字字中草里四九九地先 ・福原字上ノ山八三〇地 先・字大具な八三二地先 、字上ノ山八三〇 | 字上ノ山四九九地先・八 三〇地先・八三一地先・ 八三〇 |
| 七四七 | 上 | 一四 | 字古沢古 | 字古次古 |
| 一一二 | 下 | 終わりがら二 | 第三十二号 | 第一号 |

平成二十三年九月十五日付山梨県告示第三百八十五号（保安林の指定の予定）

平成二十三年十月二十日付山梨県告示第四百三十九号（保安林の指定の予定）

平成二十四年二月二十七日付山梨県人事委員会規則第三十二号（特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則）